

第十回 参議院文部委員会會議録第三十二号

昭和二十六年五月十日(木曜日)午後二時六分開会

委員の異動

五月九日委員岡田宗司君辭任につき、その補欠として波多野雄君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○産業教育法案(衆議院提出)

○委員長(堀越鐵郎君) それではこれより本日の會議を開きます。

日程に上せております産業教育法案の總括質問を始めることにいたしました。提案者代表の長野衆議院文部委員長がお見えになっておりますので、御意見のあるかたは御発言を願います。それから明日もずっと続行いたします。それが、提案者の衆議院の委員長以外に、それ、関係する或いは大蔵省、或いは文部省の政府委員をお呼びになる御予定があれば、同時に申し出願いて、そうして明日のその手配をいたしたいと思ひます。それと十五日に公聴会を開いて参考人を召喚して、参考人の出席を求めている、御意見を伺いたいと思ひますので、どういふ形でお呼びするか、この前申上げておきました。が、お気付の点、今日もう一度改めて専門員のほうにお申出頂きたいと思ひます。

それではこれから質疑を始めます。

○平岡市三君 これは總括質問になるか、逐条審議にもなりますが、この産業教育の範圍でござりますが、その第二条に中学校、高等学校、又は大学

と、こうなつておるのでござりますが、私の知る範圍では、大学と申しますれば四年制の大学を意味するように考えるわけでありまして、そこでいわゆる短期大学が抜けておるのではないかと、こう思うわけでありまして、職業教育といたしましては、この短期大学は専門學校が變つたといふ誤解があるかも知れませんが、非常に重要性があるのであります。その点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) 只今御質問にござりましたように、大学とだけしかここに書いてございせんけれども、実はこれは學校教育法の第九九条にござりますので、短期大学も大学に含む意味合いの條章がござります。私もこの中に短期大学を含めたつもりでおるのでござりますが。

○梅原眞隆君 この財政的援助の項の下で、予算の範圍内においてということが入つてゐるので伺ひたい。但し、大体においてこれを十分な財政的援助を行うといふことにして、日本の現状において幾らほどの財政的援助を必要とするか。現在すべてのものにやるものとして、現状において周到につまり財政的援助を施すという場合には、幾らの金を見積つて置かなくちゃならないかと、こういふことです。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) 資料といたしまして、お手許に細かい計算の基礎を會てお差上げいたしましたと思ひますが、それにもござります。よう、大体全部で二百億といふことで、

そのうちの半分の百億を國庫が負担するといふこととござりまして、それを七年計画でやつて行きたいという計画の下に立案いたしてござります。

○梅原眞隆君 七年計画というわけですね、どれですか、その数字のやつは……、一年に二百億というものは、つまり全部を總計せられてですか。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) は、さうござります。

○加納金助君 対象になる學校はどのくらいになりますか。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) ちよつと今トータルを出すのは何でござりますが、この表に全部挙げてござります。職業教育統計資料、一九五一年といふやつです。金額のことはずつと休会前の國會のときに皆様のお手許に配付いたしましたのでござりますが。

○平岡市三君 今ここにはないのでござりますか。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) 表題は産業教育振興に必要な経費といふ表題です。

○梅原眞隆君 それは今ここへは来ておらないのですか。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) 休会前に皆さんに御配付しております。

今手許にもちよつと少数残つておりますから、御参考。

○梅原眞隆君 二百億で七年間で、その半額を補助するといふと七百億といふことなんでしょうか。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) 七年間の總トータルが二百億でございま

す。その中の百億を國庫で支出するといふことになつております。その百億を七年計画で割つて参ります計算にしております。

○梅原眞隆君 その補助する額が、つまり向うにおいてそれを準備した場合に、この規定の基準に達したものにやるわけですね。一般のものにやるわけでない。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) さうござります。

○梅原眞隆君 そいういふことにおいて、つまり能力のある學校には援助が倍加して行くと、援助が与えられて倍加して行くといふことが成り立ち得る。能力のない學校といふものには、これは補助が行かないといふことなんでしょう。結局そいうことになつておる、どうですか。

○衆議院専門員(石井勝君) 只今のお尋ね一應確かにそいう形になつておるのです。併し各學校の實情を教育的に見ますと、早晩どうしてもやらなければならぬほどの状況が全國に多いのでござります。そこで結局はこの國庫のこいう方法を講じ得なければ、全國の學校が早晩解決をしなければならぬことになつておるのでして、結局熟慮と申しますか、努力をせられるのが従来よりも半分で済むといふことになつて参ります。従つて全般に放つておきまして、力のあるところのほうを先にできるのでございまして、それが、それを全体にその努力の負担量を半分にした。こいう点において

意味があるんじゃないかと思ひます。

○梅原眞隆君 それはよくわかりますが、私の質問をしておる点は、つまりそれをみずから負担する能力を持つておる學校は無論やるが、能力において、それが、成立しない學校といふものがあると思ひます。

○衆議院専門員(石井勝君) なおそのところは十分に、助成金を出しますときに実情を見まして、どうしても努力しておられるけれども、そこまでは追つかないといふところは勢い若干濃く、多く割合をお上げる。そうして力が十分にあるところへはお上げするのを、予算の範圍内において比較的薄く行くと、こいう調節はいたす余地があると思ひます。

○梅原眞隆君 その調節をすることが法的に何か中に入つてなくちゃならないが、何か入つておりますか。

○衆議院専門員(石井勝君) 実は最初の頃、成立を申しますと、二分の一という計数が入つておりました。が、いろいろ練つて来ました間に、殊に司令部あたりとのいろいろのお話の間に、その数字があるほうがいいこともあるが、又困ることもあるといふやうなことで、その二分の一といふものが数字の上から消えております。

○梅原眞隆君 ここに書いてあるのは何ですか。

○衆議院専門員(石井勝君) 只今お手許に差上げてあります法案にはそいう二分の一といふきまつた比率はないのであります。

りませんから、その確たる約束はでき
ておりません。

○梅原義隆君 約束はできておらん
が、ほぼ百億を七で割った数ぐらいい
何とかもえらるかと、予算において見
たところ、又あなたが予算内において
ほぼそれだけあるとおしやる点と、
まあ今どうせ整理しなければならぬ
が、はつきり出るわけはないが、ほぼ
それだけというならば、何ほどの了
解があるかないか。

○衆議院専門員(石井勝君) 只今申上
げました平均額に少くとも近いところ
に是非持つて行きたいという気持であ
りまして、今後その線で努力したい
と思っております。

○高田なほ子君 ちよつと今に關連
しまして、それじやあの大体平均額に
近いところに持つて行かれるだろうと
いう今の御答弁だったのですが、「予
算の範囲内において」、法文の上にこ
ういうものがあるわけですが、この財
政的援助の補助のところですが、十八
条、このところの高等学校における
産業教育の具體的の意味、まああとで
お伺いしたいのですが、これの説明書
によりまして、国又は地方の産業発展
のために特に必要と認められるものに
対しては第十八条の基準以上の設備の
充実に努めようとするものであるとい
うことがありまして、予算内における
という言葉と、それから基準外に出て
いいという言外の意味がこの十八条の
中に含まれている、その矛盾をどうい
うふうにお考えになつていらつしやる
わけですか。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) こ
れはお説の通りさういふふうに分けて
法文を組んでございまして、十八条の

第一項は、一つの基準にまで高めるた
めに補助する目的で作りました、第二
項は基準を別にしまして、必要な産業
教育と認めた場合、それに必要な額を
補助すると、二つに分けて考えてござ
います。

○高田なほ子君 結局これは予算の範
囲内ということとは、ここから崩れて行
くということは当然わかるわけです
ね。国が必要と認めた場合には、この
基準以上のものを出すことができると
いうことがこの条項に謳つてあるわけ
なんです、結局根源は、高等学校のそ
の産業教育の内容の問題に依つて行か
なければならぬが、それはあとの質
問に譲りますが、さういふような法文
の解釈であるということが確かなにれ
ばいいわけですか。

○衆議院専門員(石井勝君) 只今の御
質問、私が伺い違ひしたか知りませ
んが、予算の範囲内というこの文字の
意味は崩しておらんつもりでござい
ます。第十八条の第一項では、つまり全
国的に一つの共通のと申しますか、一
貫した普通の標準としての、特に一つ
の基準が考えられております。第二項
のほうは、この特別の、この地域にお
いて特殊産業、特徴のあるものがござ
いますから、さういふものに關係した
ところには、もう少しそれにプラスした
別の意味の基準を考へまして、それに
続きまして行こうということござい
まして、予算を組むときにそれらを双
方念頭に置いて予算を組んでございま
す。従つて総額としては、やはり依然
予算の範囲内においてでございます。

○木村守江君 学校の施設の充実によ
つて教育の向上を図ることは、これは
誠に結構なことであつて、どうしても

やらなくちやならない問題だと考へて
おります。さういふ点から考へて、一
体予算を取るのに、取る面からいつ
て、さういふような法案を作つて、幾
分でも文部省關係の予算を増額する
というところは誠に結構だと考へてござ
います。併し先ほど梅原さんから申され
た通り、文部省に今まで与えられた予算の
中のからくりであつては飽くまでもい
けないのであつて、さういふ点では絶
對にないという御答弁であつたので、
大変に満足した次第であります。どう
ぞさういふような立脚点から今までの
予算の上のこの法案を作つて、新たな
予算を取るのだというふうな考へ方
であつてもらいたいと思ひます。それ
で私の聞かんとするところは、先ほど
学校に大体二分の一の補助をするとい
うような御説明でありましたが、大体
今までの補助の形式から申上げまして、
如何なる補助であつても大体は二分
の一であつたと思ひます。ところが
今の答弁によりまして、地方の状態に
よつて、学校の状態によつては何らか
の割合するといふようなことを申されま
したが、これは答弁としては誠に結構
でしようが、實際問題としてさうい
うことを如何なる基準において判定し得
るかといふ問題なんです。これは天災
地変によつて学校が焼失したというよ
うな場合だつたらば特別でしようが、
それ以外には、町村財政の窮乏してお
るところと府県財政の窮乏しておる
ところは、いずれのところにおいても同
じだと思ひます。さういふ点から、
その答弁は大変結構なんです、輕々
といふ地方の事情によつて勘案するのだ
というふうなことです。飽くまでも地方の

この学校施設の充実に關するに助成
するのだといふような点から、基本方
針を二分の一とする点から、基本方
針を進めて行つて頂きたいと考へるの
です。それは勿論平衡交付金の割当等
についても、地方の財政状態によつて非
常に違ふといふような観点から、割当
額を決定するといふようなことを申さ
れるかも知れませんが、これは学校の
施設の充実に關するに關しては、飽くま
でも原則的な半額補助という線をきめ
れば、その線を越えて行くのとな
ければ非常な弊害を招くのではない
かと考へる次第であります。それにつ
いて先ほどの答弁では余りどうも答弁
しては結構ですが、さういふところを
基準として地方の事情に依つて勘案
するといふわけですか、そのところ
をちよつと説明して頂きたい。

○衆議院専門員(石井勝君) 只今の御
質問非常に御尤もでございます。輕々
にやるべきことではないといふことは十
分私も感じております。ただこの
基準を作りまして、それに到達するま
でに、それを二十年でやりますか、或
いは五年でやるか、ところによつては
早いのと遅いのとがありますから、結
局においてはその基準に達するまで補
助をして行くべきことでございます
が、そこに緩急の順序を立てるとい
ふような問題もございまして、或い
は非常に特別の事情のある場合に、若
干そこに色合をつけなければならぬ
といふようなことが起り得るかも知れ
ないと思ひます。さういふ点から、
さういふような場合には、相当それ
は重要な問題と思ひますので、これら
の問題について文部大臣が、即ち文部
省の事務当局だけで勝手にやるのでは

なしに、さういふような問題を審議す
る、さういふような重要な問題を審議
するといふ意味において中央審議會に
当然さういふような問題はお諮りし
て、さうしてそこに若し動かすとして
も、若干の標準を立てて、その線で動
くべきものであるといふことをこの法
案では構想いたしてあります。

○平岡市三君 この産業教育という意
味でございますが、文部省の設置法の
教育課程審議會では、これを職業教育
といふようなことを謳つております
が、産業教育と職業教育に、職業と産
業といふのにこれは違ひがあるか
ないかといふことをお尋ねしたいのであ
ります。

と申しますのは、この文部省設置法
のほうの審議會に、今度新しく中央
産業教育審議會というふうなものが設
けられますれば、その教育課程等はど
ちらでこの審議をするのか、即ち教育
課程審議會で審議をするのか、新しく
設けられますところの中央産業教育審
議會で審議をするのか、その他のい
ろいろな問題が起るのじやないかと思
ひますが、産業教育と職業教育の違
ひ、或いは同一と御解釈せられてお
るかどうか、その点をお伺いしたいと思
ひます。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) 只
今の御質問でございますが、職業教育
と申しますと、音楽とか美術、さうい
つたものも従来入つておるのでござ
います。それらはこの法案の中では入
れない建前で考へられました。従つて産
業といふ名前のほうは適當であらうと
いうことでつけたらうな次第でござ
います。

○平岡市三君 さういふ御解釈をなさ

いまして、この産業教育と職業教育というものは幅の違ひがあるというだけであつて、いわゆる狭義に解釈するか、広義に解釈するかという問題でありますから、結局審議会でも一つの教育課程のような問題が起きますれば、どつちでこれを審議するかという問題が起きて来るのじやないか。教育課程審議会でも中央産業教育審議会でも、今日行政機構というものは非常に複雑でありますからして、これを経費節約の意味においても簡単化する必要があるのじやないか、そういう場合に非常に似寄つたような事情が重複して審議されるというのはどういう取扱をするか。これは地方産業教育審議会は教育委員会との関係においてもそれは考慮すべき問題じやないか、こう思ひまして御質問いたしておるわけがあります。

○政府委員(辻田力君) 只今の教育課程を教育課程審議会で審議するか、或いは新しくできる中央産業教育審議会において審議するかということでございますが、この法案が成立いたしました場合に、我々といつたしましては、中央産業教育審議会におきましては、産業教育という全般の立場から審議して差支えないと思ひますが、併し教育課程はそれ／＼ほかの教育内容とも非常に密接な関係がございますので、そういう連関も考えまして、専門的な事項は最後に決定的には教育審議会においてきめらるべき問題であると解釈いたしておるような次第であります。

○高橋道男君 私も政府委員からの御所見を伺いたことがあるのであります。

すが、衆議院の文部委員会における記録を拝見いたしますと、文部大臣は、普通教育と職業教育或いは産業教育、これはずつと以前は別であつたのです。ところが六三制になつてからはこれは一つの体系の中に考へておるというやうな意味の御所見があつたように思ふのであります。今この法案ができましたれば、私は無論従前のやうな普通教育と違つた別個の産業教育というやうなものが当然できて来るように思ふのであります。これは産業教育を盛んにする、その趣旨がこの法案にも盛られておるやうに、趣旨としては誠に結構なことでありまして、けれども、そういうやうに産業教育に関する点が強く印象付けられることによつて、普通教育が圧縮されるということは一応考へていふと思ふのであります。先ほども御質問がありましたが、六三教育に必要な経費がこの産業教育法のために縮められはしないかというこの御質問がございましたが、私もその点は非常に慮れるものであります。憲法において義務教育の無償ということが定められておりますが、これは現在において決して完成しておるものとは考へられない状態にございまして、これが完成をされない限り六三制と別個に予算の配慮をしてあるということを申されまして、私はその御所見には賛成することはできないように思ふのであります。この点専門員に對しても重ねてお尋ねをしなければなりません。政府委員においてこの義務教育と産業教育と、どちらが優先すべき問題であるかということの御所見を伺いたしたのであります。

業教育との問題でございするが、これは或いは大臣あたりから答弁されるほうが適當だと思ひますが、私から便宜お答えを申し上げますが、勿論義務教育はこれは教育の中核でなければならぬし、基礎でなければならぬと思つております。従つて義務教育の振興につきましては、文部省といつたしましても懸命にその努力をしておるものでございします。併しこの義務教育を完成すると申しますか、六三制の關係が完成する、その時に産業教育に着手するんだ、その産業教育の振興のために経費を見積るんだということになりますと、そこに義務教育自身についても跋行的なものになる虞れがございします。それは見方によつていろいろ差異があろうと思ひますが、義務教育の振興を図るためにも、義務教育に次ぎます高等学校等の教育におきまして産業教育を振興いたしまして、両々相待つてその振興を図るやうにすれば両方が立行くものじやないか、而も又義務教育振興のためにも決してマイナスになるんじやなくて、プラスになるんじやないかというふうに考へておる次第でございます。従つてどちらが優先するかというやうなことにございすると、勿論義務教育を中心として考へなければならぬと思ひますが、併しその義務教育を振興する上においても、産業教育は是非完成する意味において振興しなければならぬというやうな考へ方を持つておる次第であります。

○高橋道男君 もう一つお伺ひしたいのは、先ほど平岡委員からもお話がございましたが、教育委員会と地方審議会との権限争いというか、所管問題が恐らく實際的には問題になつて来ると思ふのであります。それは普通教育と産業教育と二元的になればなるほどその感じは具体的に甚だしく問題になつて来ると思ふのであります。六三制の完成ということからも関連いたしまして、私は学校教育法にも産業教育は決して満たされていまいと思ふのであります。ただこれを徹底してどうか、これを強く遂行するかどうかということのために今度の法案をお考え頂いたのだからというふうに思ふのであります。そういう点から考へますと、むしろこのやうな単独の法律をこしらへるよりも、学校教育法の一部を改正して、この産業教育の面に重点を置くというやうな行き方のほうが、むしろ教育行政を單一化するという意味においてはつきりできるんじやないかと、このやうなことを思ふのであります。その点政府委員からも又専門員からも御所見を伺いたしたのであります。

○衆議院専門員(石井勲君) 専門員側としての御答弁を申し上げます。普通教育と申しますか、義務教育とこの産業教育とを二元というふうにして解釈いたしておらないのであります。いわゆるリベラル・アーツと言われておる学科のほうにその削減を求めるとか、或いはこちらの時間を特に多くするとかという問題はこの法案にはちつとも予定をいたしておりませんのです。全般的に十分御存じだらうと思ひますが、職業科というものが置いてある学校におきましてすら如何にも設備が修繕たるものであります。学校教育法が予定しているところのものが法文の上には書いてありまして、実績は大よそ距離の遠いものであります。その面を多分に補つて行かなければならぬというこを痛感いたしてこの法案に臨つて来た次第であります。従つてここにいわゆる地方審議会と申しますのも、どこまでも教育委員会の諮問の附屬機関になつております。知事及び教育委員会、こゝにいたしておりますのは、知事と申しますのは、御承知の通り私立学校の教育行政の主務官庁が知事になつております。公立学校が教育委員会になつておるといふ点においてこの二つを並べて、若しくは結付けるやうな形になりましたが、この本線におきまして、この、根幹の線を守り立てて行く機関、又法案としましてはそれを守り立てて行く法案ということに考へておる次第であります。

それから学校教育法の中にむしろ修正を加えてやるべきであらうという御意見も承りましたように思ひますが、その問題は、これは御覽の通りに多分に助成の問題を織込んでおりますから、学校教育法としてはその性質上、その形態は如何かと思ふのであります。その形は如何かと思ふのであります。た次第であります。どこまでも二本の、二元的というこは考へておられません。只今の学校教育法に従うあの線の最も弱いところを補つて、もう少し補強したいというこを狙つておる次第でございます。

○政府委員(辻田力君) 法体系の上から考へて、産業教育法というやうなものを特別に作るというこは混亂を起すのじやないかというやうな御質問だつたと思ひます。その点は私たちがいたしましては、この産業教育法は学校教育法或いは社会教育法に並立してあるべきものではなくて、むしろ学校教育

法、社会教育法の足らざることを補足すると申しますか、補正すると申しますか、そういう意味においての法案だというふうに解釈しておられる次第でございます。従つてその間に矛盾撞着というものはあり得ないというふうに考へております。

次に地方の教育委員会と審議会と、それから知事との関係でございますが、これは本来であれば当然教育委員会だけのものではなければならぬわけでありまして、御承知のように私立学校は知事の所管になっております関係上、而もこの私立学校は非常に産業教育に關係の多い学校でございますので、そこでいろいろ立法技術上こういうふうな途をとられたのじやないかと推察しておる次第であります。従つて現在の制度を前提といたしましては、こういう形にならざるを得ないのではなからうかというふうに考へております。

○荒木正三郎君 この問題に關連して、只今高橋委員のほうから御質問になつた点について私も若干の疑義を持つておりますが、今説明を聞きましては、けれども、少くともこの法律を成立せしめるということになれば、体系の上からはやはり対立、並立しておる、こういう形にならざるを得ないと思ひます。若し説明のごとくであれば、私は産業教育振興法というふうな名前であれば、それは学校教育法、社会教育法に則た、その範圍内における問題として解釈できると思ひます。けれども、そうでなしに、すでに御承知のように教育基本法があつて、その上に立つて学校教育法、それから社会教育法というものがあつて、それに更に産業教育法というものが追加されるわけですか。そうするとやはり三本建になる、

法律の建前から言えば……それがなならないというふうなことは、私は少し曲解じやないかと思ひます。ですからそれが若し並立的なものではないということであれば、やはり学校教育法の中の産業教育、産業教育という言葉について、これは先ほど御質問があつたように、多少私も疑念を持つております。或いは職業教育がいかにどうかという点は検討しなければならぬと思つておりますが、少くともその中で産業教育をもう少しやつて行くのだ、もつとやつて行くのだということになれば、やはり産業教育を振興する、こういう法律であれば、並立的な立場に立たなくて、そしてその中でやつて行く、こういう意味はわかつて来ますけれども、産業教育法というふうな銘を打てば、三本建になつて来るというところは、体系の上からいつて否むことができない問題だと思ひます。その通り」と呼ぶ者あり。そういうふうには私は思ひますが、この点について更に御説明を願ひたい。これは専門員のほうから先ず御説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院専門員(橋田重左衛門君) 只今のお話でございますが、確かに何々教育といふことになりましたが、三本建の教育といふことになりましたが、学校、高等教育の中で義務教育を終えたあと、高等學校へ行かない者に対しての教育、という面が少し欠けておるよう存じます。その点を社会教育法の方で拾つておるようにも思ひます。けれども、社会教育法の方では公民館中心でやつておるようと思ひますが、これには一つのノルマルな教育コースといふものをとつておらないように

見受けられます。そういうことから学校教育法のほうでは義務教育を終つた人と高等學校の中間といふものの間が抜けておる、そういう両面の抜けておる面を拾ひ上げてここに補足する、という意味で作つたものでございまして、やはり一つの体系の中に入るものだと存じます。

○荒木正三郎君 只今の説明を聞いて更に明確になつて来たと思ひますが、この産業教育法の対象になる者は、今のお話、或いは第二条にも多少その意味が出ておると思ひますが、いわゆる生徒、学生といふ者を対象にしないで、義務教育を終えた一般青年、こういう者もこの中にやはり対象として考へて行く、こういうことが明らかになつて来たわけでありまして、そうすれば尙更これは学校教育法の範疇に入るのだといふことは、全然考へられない問題になつて来るのじやないか、この点について文部省の見解を伺つて見たい。

○政府委員(辻田力君) 只今の御質問でございますが、これは先ほど私がお答えいたしましたように、これは学校教育法と社会教育法との両方を補足と申しますか、補正する、いわば補正的な法規であるというふうに私たちがしましては解釈いたしておるわけでありまして、学校教育法だけの問題でないといふふうに思つておるわけでありまして、両方に跨つておるわけでありまして、なお補正という意味は、この法案を拝見いたしますと、非常に補助的な面が多く出ておりますが、現在実業教育費国庫補助法といふものがございまして、これは全く死文化してしまつておるわけでございます。従つてその国庫補助的な面を多分に取入れられて、そ

うしてそのことによつて産業の教育を振興するといふふうな面がこの中の相当大きな部分になつておるうちに拜見するわけでありまして、従つて国庫補助的な性格もこれには多分に盛り込まれておるといふふうに考へます。従つて、学校教育法自身にこれを盛り込むといふことは必ずしも適當でないのじやないかというふうな感じを持つております。

○荒木正三郎君 私は学校教育法の中にこれを盛り込んだらいいという見解は述べたことはない。私の趣旨とするところは、職業教育といふものは産業教育を振興する、こういう考へ方に立つておるのだと思ひます。そうすればもつと率直に産業教育を振興する法律だ、こういうふうな銘を打てば、いろいろの疑義といふものが少くとも解決するのじやないかと私は考へておるのです。それをさういふ名目にしないで、産業教育法といふ一つの法律で、さういふ名称になれば、さうして又一般公衆に対しては教育するのだ、こういうことになれば、日本の教育体系にやはり大きな変化をもたらすといふふうな大きな変化を得ないと思ひますが、それで産業教育を振興するためにこの法律を作らせたのじやないですか、長野さんどうですか。(目的にちやんと書いてある)「その通り」と呼ぶ者あり。非常に疑義があるのじやないか、産業教育法といふのは、(名前はどうでも、目的にちやんと書いてある)「と呼ぶ者あり」。

○矢嶋三義君 荒木さんの今の答弁なのですか。よろしいですか。よろしいですね。それでは私は初め極く基本的なことを若干お伺ひしたいと思ひます。

す。発議者である長野さんは自由党に所屬されておるわけでございますが、自由党の政調会の方で講和条約締結後、或いはその前後に六三制度、いわゆる新教育制度を再検討するやに新聞紙上で承つておるのでございますが、先生は自由党に所屬されるのでお伺ひするわけでございますが、現在のところどういふ筋で検討される段階に参られておられるか、なお党として出ておられなかつたら、(關係ない)「ある」と呼ぶ者あり。それはこれと非常に関係があるのでございます。長野先生個人としては、六三制度、いわゆる新教育制度に対してどういふ考へ方をしておられるか承りたい。

○衆議院議員(長野廣吉君) 私不幸にしてまだその新聞記事は実は承知いたしておりませんが、なお又特に現在の六三制を党のほうにおいて検討するといふ責任ある話を聞いたこともまだありません。併し党の教育部といたしましては、恐らく六三制に限らず、大学教育その他各面の教育については絶えず調査を進め、検討を進めておるはずであると存じております。その意味を或いは何かの形で表現されたのじやないか、教育部といたしましては極めて熱心な広範な、又実質的な調査をいつと進めて、誤りなきを期し、且つ教育の円満なる発達を図るべく努力しておるはずでございますから、そのことはその意味ではないかと存じます。私まだ責任ある話を伺つたことはございせん。

それから六三制につきましては、実は私も文部政務次官時代に特にアメリカの視察団の示唆を受けまして研究調査をし、又或る程度まで法律案の審議

に參加したこともあり。誠に從來の我が国の教育の非常なる欠陥を教育基本法或いは学校教育法、従つて六三制というよりな面において行ひまして、非常なる成績を挙げつつあるものと存じております。併し又日本といひましては、御承知の通り戦後産業方面その他社会に、各方面に非常な變動をいたしました。又いよ、講和會議が終りますれば、独立国として独自の大なる文化的産業的發展も期されなければなりませんので、そういう点を見通しますとすると、六三制そのものの円満なる発達を圖ると共に、又なおその時勢に順応した新施設も非常に必要ではないかというふうに考へておる次第であります。今回の産業教育法もそういう日本の一大転期に、及び今後の日本の新建設に絶対に必要なものではないか、又現在も産業教育をやつておりますから、これはやつていないというわけでもない。やはりやつておるものを一層時代に順応したように促進しなければなりませんから、この意味において振興という文字も特にはつきりいたしたような次第でございます。大体そういうふうな見解を持つておる次第でございます。

○矢嶋三義君 個人としても党とされても調査研究されておる点につきまして私は私意を表明するものでございまして、重ねてお伺ひいたしたい点は六三制度、つまり新教育制度そのもの、並びに新教育の指導理念というものが、こういうものを基本的にお認めになつていらつしやるのか、それともこれは不十分であると否定のお考えに立たれておられるのか、その基本的なものをお伺ひいたしたい。

○衆議院議員(長野長廣君) 私は申し上げるまでもなく我が国の教育の指導理念といふものは、二つないのであります。教育基本法、これが大体我が国の教育の進むべき理念を説明してあるものであると思ひます。そしてそれに基づいて又これを如何に実施するやという具体面に進みましては、学校教育法、社会教育法というよりなものがあつて、これによつて更にこれを具体的に示しておると思ひます。只今の産業教育基本法といふのがございまして、教育基本法の中に、勤労を尊重するといふ問題を特に示してあります。学校教育法におきましては各学校において勤労といふことについては特に力を注ぐことになつておりますが、これは申上げるまでもなく、單なる観念的な文句でありまして、これを具体的に表現し、教育の進むべき道を示すにはやはり産業教育法といふよりなものを新たに設けて、従来もやつておるけれども、更にこれを振興する、以て普通教育といふものと、とにかくこの教育と相併行して、そして決してこれは産業教育が別なものではなくして、この普通教育の中に根柢付けられて、そこに初めて円満な人格と、そして具体的に社会に功を立てる、つまり有為の人間を作る、こういう意味で振興するために設けておるのであります。やはり日本の現在の教育基本法といふものの一貫しておる生命、真髓に一步も外れんように、本教育を以て徹底すべきだと、こういうふうな概念を持つております。

○矢嶋三義君 先ほどの若干の質問なり並びにこの提案理由、それから法案を拝見しまして、最も強く私に響いた点を申し上げますが、そして又發議者の御意見を承わりたいと思ひます。が、どうも言葉ではそう申されますけれども、教育基本法、学校教育法、社会教育法、こういうふうな法律で我が我が国の教育といふものを律して来たこの新教育制度の基本的立場で、これを私は、更に新教育の指導理念なり或いはその方法といふものを否定するといふ底意があるといふやうな感じがしてしうがないのです。提案理由の中には「新教育制度が実施せられ、今日よりよくその完成を見ようとしております。その結果に對しましては軽々しく即断は下し得ないものであるが、ただ併し、甚だしく我々の失望を感じ、憂慮に堪えない事実が明らかになつて参りました。」と、こういうお言葉があるわけでございますが、確かに職業教育と申しますか、産業教育と申しますか、それが不十分な段階にあるといふことは、これははつきりしております。振興させなければならぬといふことははつきりしております。が、新教育制度の下に今の指導理念といふものをはつきりと再確認して、その立場から、職業教育といふものを強力に推進するといふ立場から指導されたものであるならば、私も当然そうなければならぬと思ひますが、(その通り)と呼ぶ者あり)そうではないとして、病氣でいうならば外科と内科があつて、丁度産業教育、職業教育は外科のような形で、ここに化膿し、痛みを覚えて来たから、現象面のひどくふくれ上つて、他の内科的な面、或いは一般教育、専門教育の問題とか、或いは基礎科学の問題、そういう面が目につかないで、外科的症状である一現象面を引張り出して、そしてそれに膏藥を貼るような恰好で、現在の日本の教育法からいへば特例法的な存在として、ここに産業教育法というよりなものができて来たやうな感じがして、先ほど高橋委員なり或いは荒木委員から、二元になるのではないかという質問が出て来たことに對して私は全く同感に感ずる。これに對する専門員なり或いは政府委員の答弁は、私はこれは支離滅裂に感ずる。そういう点から私は重ねて承わりたいのであります。私は重ねてこの我が国の新教育制度といふものをはつきりと再確認して、そしてこの線に沿つての我が国の教育の振興、その一部面であるところの職業教育の振興を強力に推進させる。こういう立場においてこの法案を立案されたのかどうか。その点についてどういふふうにお考えになつておるかといふことを、私はこの説明なり或いはそれからさつきの質疑應答を承わつて、どうも割切れないと考へますのでお伺ひします。

○衆議院議員(長野長廣君) 外科、内科といふふうには、やはり人を治す上において二つのやり方がある。普通教育、産業教育といふふうにはやはり二つの見方になりはせんか。一元的な意見から見ると少しく腑に落ちないし、今までの説明が支離滅裂ではないかといふやうな意味の御質問と存じました。が、私のほうの考へではこれを極めてわかりやすく考へまして、ここに二人の青年がある、この青年が鋸を持つて農場に立つ。この場合においてその青年は勤勞の尊貴なるゆえに解しておる。又一応父兄その他から耕作に関する技術も教えられたと考へたいたします。又事実さうであります。併しここに鋸を持つてその魂を肥しと共に打込むと共に、又同時にこれに對して日進の技術、科学的技術をこれに加へまして、そうして働くときにおいて、大地より産み出す生産といふものは、そのまゝ習つた、いわゆる普通教育により受けた智徳意の關係と、父兄よりの指導によつてやつただけのもの、それは同時に一面学校において勤勞の根本体験から、いわゆる農民としての根本体験及び農業に對するところの勤勞觀念の確立、同時に進んで工夫改良をして行く、工夫創造をする、つまり技術上の發展的能力の陶冶を加へる、これが鋸を持つて立つた場合とこれを比較しまするときにおいて、私どもはやはり、普通教育を受けたままで鋸を持つて十六歳から畑に働いてゐる人間よりも、学校教育なりその他の形において技術、更にそれをより以上に工夫改良する能力及び熟練せる技術、こういうものを以て鋸を打込むときにおいて、天地響鑿の差ができて来るのではないか。殊に一方においては特に現在を改良し魂を打込んで行く、つまり職業を芸術化する、農業を芸術化するほどに熱意のある青年が今後できて行くならば、又さうすることが職業教育の理想であると思ひますが、さうするならば、ここに産業教育を授けることは、決してそれは單なる別技、特技といふことではなくして、その人の魂そのものの教養であり、その人の人格、若し積極的と消極的とあるならば、単に善人であるといふことに止まらず、家のため、村のため、国家のため有為なる仕事をなすといふ積極性を與えるところに人格の積極性も考へられるのではないか。私は今後農場に立ち、或いは

ハンマーを持つて立ち、或いは櫓、櫓を持つて海に出る人々も欲しい。そういう有為の人材であつて欲しい。そういう今申上げたような人物を作り上げて行く、善良にして有為なる人物を作り上げて行くことが必要ではないかという氣持からやつてゐるのである。幾多これには誤つた点があるかも知れませんが、皆さんの一つ御意見を承わなければなりません。私はそういう觀念からやつてゐるのでありますから、決してこれを外科とか内科とか、或いは兩者得失のあるものであるとか、或いは職業教育というものは單なる特別なものであるというふうには考へてゐない。でありますからそこを御了承願ひます。

○矢嶋三義君 發議者の熱意はよくわかりました。同感の点がたくさんあるのでございませうけれども、一番根本は、發議者には元の職業学校、中学校というものが對照的に映つて、この中の職業学校というものが非常にクローズアップされてゐるのではないかと、そこに戦後の教育の方向と私は食い違つたものがあるのではないかと。その点において私は戦後展開されておるところの教育の制度なり或いは教育の指導理念という立場から、昔に逆転すると申しますか、そういう感じが受けられるわけでありませう。若しそうだとすれば、今まで折角ここまで築き上げて来た、いわば血のにじむような努力をしてお互いが築き上げて来た新教育というものが、ここでその躍進の芽を摘み取られるような感じになるのではないかと、そういう立場から私はこの法案というものを重大視してゐるわけでありませう。そういう氣持があられるのじやないか。

○衆議院議員(長野長廣君) その氣持は、全然そういう特別な氣持は持つておりません、只今私が申上げた通りでございます。若し私をしてここに比喩的に説明するならば、従来普通教育という言葉を使われておりましたから言ふのであります。私は普通教育も特別教育もありませうけれども、普通教育という建前で、文化的な頭で世間を眺めれば、例へば月を眺めて詠うた文化も、まあ山に木を植えて鬱鬱たる森林が聳えて来たといふところを眺めてそれを讚美し、又それに魂を打込んで行くような、そういう精神教育といひますか、普通教育といひますか、文化教育といひますか、そういうところまで發展し得るのではないかと、このふりに考へられるわけでありませう。説明が足らんかも知れませんが、決して別に考へてゐるものではないと、いませう。ただこれが法律であるから、又比較的今まで、今後の日本の大進軍に向つてどうしても覚束ないものであるから、特に産業教育に力を入れて、これに大きな設備を要することだし、先生もたくさん要するし、先生の質も必要だし、それだけではなく、これは社会全般の人々がこれを応援しなければならぬ。審議会のようなものを中心にしたものもその意味でありませうが、さういふ意味から、産業教育といふものが決してこの壁に閉じ籠つた産業教育ではない、見方によつて極端に荒涼として、あらゆる教育活動の中にこれが入つてゐるものと私は考へております。そこを一つ誤解のないように、これだけに閉じ籠つた産業教育ではない、産業教育といふものの魂といひます。

うものは、或る場合には文化教育、或いは文化の進展に、あらゆる面に活動するような人材を作ることとさへやつておけば、そういう意味においてなお従来の教育よりその点がプラスするところがあるのではないかとまで私は考へるわけでありませう。而も私は日本の今のまでの教育界において認められておつたところであると言つても明らかなところでありませう。どうぞ決して私はそういうふうには誤解してゐないといふことを、あなたがたの考へてゐる通りである、こういうことを一つ御了承願ひます。

○矢嶋三義君 發議者に対する質疑は一応これで打ち切りまして、政府委員にお伺ひいたします。中学なり或いは高等学校の職業課程が振舞ないといふことはよく言われておりますし、その原因もいろいろ考へになつてゐると思ひますが、これは振舞させなくちゃならぬといふことははつきりしておりますが、その方法としてやはりこういう方法以外にないとお考へになつてゐるかどうか、文部省としてもその振舞についていろいろ考へになつてゐると思ひますが、産業教育法という、こういう形以外に方法はないとお考へになつておられるかどうか、その点一つと、それから文部省で盛んに奨励された高専学校の、いわゆる総合高等学校で、その運営といふものを非常に指導されて参つたわけございませうが、こういう産業教育法、こういうものが出た場合に、今まで指導されて参りましたところの総合高等学校といふものの運営との関連をそのものを、どういふふうにお考へになつてゐるか、

更にはあの総合高等学校の運営といふものはやはり堅持して行かれるつもりでおられるのか、或いは打ち切らうとしておられるのであるか、政府委員の御答弁を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(辻田力君) 産業教育の振興について文部省でどういふふうにお考へてゐるかという先ず最初のお尋ねにお答へいたします。産業教育の振興については、その不振の原因を突きとめなければならぬといふことは勿論でございます。それにはいろいろな事情が纏つてゐまして、今日のような状況になつてゐるのでないかと思つております。例へば人の問題にいたしましては、産業教育に従事する人について特別の考慮を余り払わなかつたといふこともあつたのでありませうし、又従つて現在におきましては、御承知の通り産業教育に従事する学校の先生を特に養成する機關も全然ないといふふうな状況でございます。でそういうふうなこともございませうし、又戦災或いは転用といふふうなことで施設、設備が非常にこわされたとか、なくなつてしまつたといふふうなこともございませうし、又新しい教育内容と申しますか、方針につきまして、正しくそれを把握すればいいわけでございますが、場合によればそれが誤まつて、いわゆる一般教養を重視すればそれがいいんで、こういうふうな技術的なものであるとか、或いは職業知識といふふうなことは第二、第三であるといふふうな考へかたも、或いは新教育方針を誤まつて解釈する場合には考へられたのじやないか、そういうこともやはり影響してゐるのじやないかと思ひま

す。いろいろな面がその他一般に、これは今から勿論始まつたことではありませうが、産業教育或いは職業教育といふことに對しまして比較的軽視するといふ弊風が一般にございませうが、そういうことに對する是正といふことも考へなければならぬのじやないか、かようなわけでございませう。従つてこれらのいろいろな原因を探究いたしまして、それに対する根本的な施策をしなければならぬと思つてゐるわけでありませう。従つて先ず文部省といたしましては、何といつても人の問題が大切でございませうので、教員の養成、特に産業教育に従事する先生がたの養成につきましては懸命に努力をしてゐるわけでございます。本年から例へば総合農科を設置いたしまして、農業教育に従事する先生を特に養成するといふふうな施設を設けましたのもこの現われの一端でございませう。併しこれは農業に限らず、工業におきましても商業におきましても、水産業におきましても同様なことを考へなければならぬことだと思つております。なお教育の内容につきましては人格の完成と申しますか、これもただ抽象的な、一般的な、觀念的なことだけでは必ずしも人格の完成はできない。むしろこういう仕事といふか、技術といふふうなものを通じて人格教育といふことも考へられなければならないのじやないかといふふうにお考へております。従つてそういう面からも教育内容、或いは方法についても十分これを研究して、よくして行かなければならぬように思つております。併し最も困つております点は、今の施設、設備の点で

ございまして、戦災或いは転用というふうなことにございまして非常に学校では困つておる次第でございまして。この点につきましては特別の国家的な措置をいたしまして、国で補助するといふような点を強くいたさなければ、その振興は期し得ないのでございまして、従つて今回の産業教育法案におかれましてその面が強く出ておるといふことも背かれることだと思つておるのではありません。又育英の方面から特にかういふ産業教育について、比較の今までの実績によりまして、貧困な子弟がほかの場合よりも多いようなことも考えられますので、育英関係についても考えなければならぬ。又一般の世間的な風潮といたしまして、大学まで出るのが一番いい方法だといふふうな、而もそれが一般の教養的な面を重視して、そういうふうな考えの傾向がございまして、そういうことはだん／＼に改めて行かなければならぬといふふうに思ひます。従つて先ず一般の職業教育、或いは産業教育を重視するといふ弊風を、これをいろいろの方法で改めて行かなければならぬといふふうに考へておる次第でございまして、これらのことを逐次実行化する、或いは又予算化するといふふうなことをいたしまして、産業教育の進展に尽したい。従つて又日本の再建に貢献したいといふふうに考へておる次第でございまして。

第二の問題の総合高等学校の運営の問題でございまして、これも先般のこの文部委員会におきましてお答えいたしましたこととございまして、この総合高等学校の運営につきましては、いろいろの問題がここに伏在しておりますが、必ずしもこの総合性ということにつきまして真意を理解していないといふ点から起る不振といふこともあるのであります。併し真意は理解しているが、實際具體的に運営する場合に非常に困るといふような場合も考えられるのであります。そこで我々といひましたのは、この点について研究を進めておるのであります。現在の段階におきましては、これを直ちに改めるといふ結論に達してはいないのでございまして、この内容をよく改善いたしまして、本當の意味の総合性を実施したい、その理想を実施したいといふふうな考へておる次第でございまして。

○矢嶋三義君 お尋ねしたいことに余り触れなかつたのですが、端的にお尋ねいたしますが、文部省としては、例えば高等学校の運営について、総合高等学校は一つの型でございまして、要するに新教育の徹底のためには教育者が非常に少ない。この職業教育については特に不十分な点がある。予算を取るにはこの法律が出れば、その点だけでも予算を取るのに都合がよいといふ、そのくらのお気持ちとございませぬか。予算を取る足掛りになつていいといふ意味になつて肯定されておるのであつて、学校教育法とか教育基本法とか社会教育法とか、そういうふうな関連性とか、或いは教育委員会、ここに設けられる審議会との関係とか、そういう教育の体系の本質的なものは余り考へないで、とにかく予算が押えられておるので、これが出れば足掛りがあるといふ、このくらのに軽くお考へになつておるようになつておるのですが、如何ですか。

○政府委員(辻田力君) 勿論予算を要求する場合に非常な強みになることは勿論であります。ただそれだけを考へておるわけではございせんので、このために国会において産業教育の重要性が非常につきりと法律という形において認識されるということになれば、そのこと自体でも産業教育の振興に非常に役立つものであると私は考へております。従つて精神面或いは物質面、両面においてこの法律が成立することが非常に望ましいことだと考へております。

○加納金助君 本法律のうち最も重要な役割をするのは審議会のようでありますが、この審議会はどこまでも諮問機関で、つまり今教育委員会とこの審議会の権限争ひが生ずるといふような疑義がございまして、これは諮問機関であるが故に権限争ひをするといふことはないわけですね。併しながらこの特に審議会を設けました以上は、教育委員会は普通教育に對しましてはみづから考へにおきまして予算その他を決定する。併しながらこの法案におきましては、審議会の意見を聞いて自分たちが意思を決定する、こういうことになりまして、従来の教育委員会の職務の上に更に又もう一つ附加されたわけですね。そんなんでしようね。そこで今申しましたような、何故そういうふうにしたかといふなら、率直に言へば現在までのいろいろ制度において実業教育の振興を図つて来たけれども、甚だその意思に副わぬ、そこでかように特別なる法を設けて、真実日本再建の上に最も必要であるべき実業教育の振興でありますか、そういうため特にこゝういふ制度を一つ設けて見よう、こゝういふわけだと思ひます。如何でございませうか。

○衆議院専門員(石井勇君) お尋ねの通りでございまして。それで教育委員会がすでにありますが、それにこゝういふものを諮問機関として更に附加したといふことは、第八条にございまして、産業、経済、教育、勸励等、つまり産業教育に關係の深い立場におられるところの学識経験者の専門家を以て充當することがいいであらう、教育委員の中にこゝういふかたも選出せられておられる可能性もあつて、必ずしもこゝういふかたが全部とは限らないといふ諮問機関を設けました。どこまでも附風の諮問機関でございまして。

○加納金助君 もう一つ伺ひますが、町村にさういふ諮問機関を設け得るといふようにお考へでしようか、現状において……

○衆議院専門員(石井勇君) できるだけさういふ面の人を求めようとするにとりよつて、若干でもさういふ傾向の人を集め得るであらうといふことは考へておられますけれども、都道府県中心に考へておられます、町村のほうにおきましては強制的なものにいたしておりませぬのでございまして。

○衆議院議員(長野長廣君) ちよつと補足しておきます。学者といふような者、さういふた知名の士といふような者は、大抵大都市とか或いは中小の都市なんかにおりまして、中央審議会なんかには参るわけでありまして、地方のほうではこれはむしろ経験のほう、農業や林業や、漁業といふものに卓越しておる人がおられますから、これは實際化して来まして、青年、被教育者の生活とも極く接近しておりますから、そういう意味で地方の実情をよく知つておるといふことから、総合的な教育計画といふものに非常に役立つのじやないかといふ意味でございまして。何といひますか、余り科学性を帯びたような、学問といふような、現在普通いふところの学問の高い人といふよりは、地方の場合ではむしろ實際の町村を知り、實際この家をどう改良するか、牛をどう飼うとか、如何に帳面をつけて行くとかといふような面を特につけて行かなければ、子供の実修教育といふようなことはできないのでありますから、さういふ面も併せてお考へを頂きたいと思ひます。

○岩間正男君 私この法案が持つてゐる意味は、今の日本の教育の実情から考へて非常に重要だと思ひます。で、二、三點お伺ひしたいと思ひます。実は衆議院のほうの速記録を見ている暇がなかつたのでありますが、衆議院のほうでは十分にこれは論議される時間になつたのだと思ひます。実は、少くとも日本の教育改革をやつて行く、而も相當日本の教育体系の上から申しますと重要な問題でありますから、これを取上げるに當つては、殊に立法府としまして、文教担当の立場からしまして、日本教育体系の根本問題にこれを當てはめて考へなければならぬと思ひます。衆議院においては、残念ながらさういふような論議が十分になされたかどうかといふことを私は知らないものであります。速記録を詳細にまだ検討いたしておりませぬけれども、さういふことについても余りなかつたのではないかと思ひますので、あえてお伺ひするわけでありまして、生産教育といひますか、産業教育と

蔵当分の出席を求めることになつております。更に御意見のあるかた……、若しなればこれで散会をいたしまして、そのあとに懇談会をいたしたいと思ひますが、如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越備郎君) それではちよつと長野委員長から補足して……。

○衆議院議員(長野長廣君) ちよつと今岩間さんのお話の中に、衆議院ではどういふふうに検討したかというお言葉がありました、これは私は先ほど御報告上げましたが、皆さんお揃ひでありますのでしたからちよつと今申上げます。

非常に重大な問題でありますし、又時期も切迫しておりますから、時間的には随分勉強して参りました。特に懇談会式に特別な委員を選びまして、数日間、時間的には非常に充実した時間を与えまして、机をこゝういう式でなく、突き合わせて、十分審議、協議を進めましてやりました。それだけのことが皆さんの御熱心な協議の中に特にプラスされておりましたから、それを御了承願ひたい。それは特にこの点ができるだけ努力します。

○岩間正男君 やはりこれは公式な記録として残して頂かないと、重大な問題ですから……。

○委員長(堀越備郎君) それでは本日の文部委員会ではこれで散会いたします。

午後三時四十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君
理事 加納 金助君
成瀬 幡治君

委員

川村 松助君	木村 守江君	工藤 鐵男君	平岡 市三君	荒木正三郎君	高田なほ子君	梅原 眞隆君	高良 とみ君	高橋 道男君	山本 勇造君	矢嶋 三義君	岩間 正男君	長野 長廣君	衆議院議員
文部省初等中等教育局長	文部委員	政府委員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員
常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員	常任委員
會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員	會專門員
橫田重左衛門君	石井 勲君	竹内 敏男君	辻田 力君	長野 長廣君	岩間 正男君	山本 勇造君	高橋 道男君	梅原 眞隆君	高田なほ子君	荒木正三郎君	平岡 市三君	工藤 鐵男君	木村 守江君

昭和二十六年五月二十三日印刷

昭和二十六年五月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所